

## コンピュータ・ネットワーク利用ガイドライン（教職員向け）

名古屋芸術大学メディア教育センター運営委員会

### <位置付け>

本ガイドラインは、大学の教職員が大学においてコンピュータやネットワークを利用するにあたって遵守すべき事項をまとめたものである。

### <一般利用>

1. コンピュータやネットワークの利用における情報の内容については、本学は基本的に関知せず、利用者が良識を持って判断しなければならない。
2. 本学のコンピュータやネットワークは原則として教育・研究を支援する為のものである。利用者は公用と私用の区別を意識して教育・研究以外の目的で利用しないように心掛けなければならない。ただし、学校の管理・運営および教職員の福利厚生に資するための利用については認めるものとする

### <機器の持ち込み・機器の持ち出し>

1. 利用者のコンピュータを持ち込み、学内ネットワークに接続する場合は、ネットワーク接続許可申請を行わなければならない。
2. 利用者は利用者のコンピュータがウイルス等に感染していないことを確認した後、ネットワークに接続しなければならない。なお、利用者のコンピュータにファイル共有ソフトがインストールしてある場合は学内ネットワークへ接続をしてはならない。
3. 機器を持ち出す場合は、設置責任者の許可が必要である。持ち出す場合は十分な機器管理が必要となる。なお、機密情報等のデータが保存されている場合は機器の持ち出しを禁ずる。

### <ウイルス対策・セキュリティ対策>

1. 利用者はウイルス防止対策をとらなければならない。コンピュータウイルス対策ソフトウェアをインストールするとともに最新のウイルス定義ファイルを使用するように設定をすることが望ましい。また、コンピュータウイルス対策ソフトウェアをインストールしていない場合はインターネット上でコンピュータウイルスをチェックできるサイト等を活用してウイルスチェックを定期的実施しなければならない。
2. OSやアプリケーションソフトウェアにセキュリティ上問題となる不具合が発見された場合には、製造元から修正プログラム（セキュリティパッチ）が配布されることがあるので、定期的確認し必要な対応をとらなければならない。

3. ウイルス感染の可能性のあるファイルを扱うときは、マクロ機能の自動実行は行わない。
4. 外部から持ち込まれたデータ及びダウンロードしたファイルはウイルス検査後開くことが望ましい。
5. 利用者は、機密情報を慎重に管理し情報の漏洩を防ぐ必要がある。なお、ファイル共有ソフトがインストールしてあるコンピュータの使用を禁ずる。
6. 他人のID・パスワードの無断使用や、他の組織・コンピュータへの不正な侵入を行ってはならない。
7. 各種ログイン等に使うパスワードは定期的に変更することが望ましい。また、簡単に推測可能なパスワードを設定してはならない。

#### <知的所有権>

1. 知的所有権（著作権、商標権、特許権など）に配慮しなければならない。
2. ソフトウェアの不正取得やライセンス条項を無視した利用をしてはならない。

#### <インターネット・電子メール>

1. 電子メールやインターネット上の掲示板などを用いて他人を誹謗中傷してはならない。
2. 機密情報及び公序良俗に反する情報を発信してはならない。
3. 不適切なサイトにアクセスしてはならない。また、信頼できないサイトへアクセスする場合は、トラブルなどに十分注意しなければならない。
4. 学内の電子メールを学外の電子メールに転送することは基本的に妨げないが、転送先の設定や情報の取扱に注意を払う必要がある。なお、機密情報を受け取る可能性があるメールアドレスへのメッセージは外部の電子メールへ転送してはならない。

#### <ファイル転送>

1. 出所が不明なファイルや内容に確信がもてないファイルをダウンロードしてはならない。
2. 大きなサイズのファイルをダウンロードするときは、他の利用者への影響を考慮しなければならない。

#### <機器の設置>

1. 利用者は無線ルータ・アクセスポイント（無線LAN親機・中継器）や公開サーバを設置する場合は、事前にメディア教育センター運営委員会の許可を得る必要がある。
2. 無線ルータ・アクセスポイント（無線LAN親機・中継器）を設置する場合は、暗号化によるデータ通信を行わなければならない。

3. ネットワーク機器を納入し使用する場合は事前に MAC アドレス (Media Access Control address) 等の情報をネットワーク管理者に報告しなければならない。また、IP アドレスなどのパラメータを確認し他に障害を与えないようにする。

#### <ネットワークの設計>

1. 新たなネットワークの設計・構築にあたっては、情報セキュリティを十分に考慮した設計にしなければならない。
2. 新たにネットワークを設計・構築して運用に供する場合には、事前にメディア教育センター運営委員会と協議して、その承認を得なければならない。既設のネットワークを延長・改変を計画する場合にも、メディア教育センター運営委員会との協議と承認が必要である。

#### <リモートアクセス>

1. 新たに外部からのリモートアクセスを行なう場合には、事前にメディア教育センター運営委員会と協議して、その承認を得なければならない。

#### <バックアップ>

1. データのバックアップは利用者の責任で行なわなければならない。
2. 利用者は、やむを得ない事由により学内のコンピュータやネットワーク機器等が故障した場合、利用者の情報が消失することがあることをあらかじめ了承するものとする。

#### <報告義務>

1. ウイルスの発見時・感染時や不正アクセスの痕跡を発見した場合はすみやかにメディア教育センター運営委員会に報告しなければならない。
2. ネットワークを利用中に障害を検知した場合は、速やかにメディア教育センター運営委員会に報告しなければならない。

#### <罰則>

このガイドラインに違反する場合は、セキュリティ管理者が一時的にコンピュータやネットワークの利用を禁止する場合がある。悪質な違反の場合には職務規程に則り処罰する場合がある。

#### 附 則

このガイドラインは、2010年4月1日から施行する。